

正 誤 表

佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業 実施方針

11 ページ

(2) 構成企業の制限

誤	正
オ <u>会社法</u> （平成 17 年法律第 86 号）に基づき <u>会社の整理の申立て</u> がなされている者又は <u>会社の整理の開始</u> を命じられている者	オ <u>削除</u>
カ <u>清算中の株式会社</u> ・・・(以下省略)	カ <u>清算中の株式会社</u> ・・・(以下省略)
キ <u>会社更生法</u> （平成 14 年法律第 154 号）に基づく <u>更正</u> 手続開始の申立てがなされている者（ <u>更正</u> 計画認可の決定がなされた場合を除く。）	カ <u>会社更生法</u> （平成 14 年法律第 154 号）に基づく <u>更生</u> 手続開始の申立てがなされている者（ <u>更生</u> 計画認可の決定がなされた場合を除く。）
ク <u>民事再生法</u> ・・・(以下省略)	キ <u>民事再生法</u> ・・・(以下省略)
ケ <u>破産法</u> ・・・(以下省略)	ク <u>破産法</u> ・・・(以下省略)
コ <u>国税又は地方税を滞納</u> している者	ケ <u>国税又は地方税を滞納</u> している者
サ <u>破壊活動防止法</u> ・・・(以下省略)	コ <u>破壊活動防止法</u> ・・・(以下省略)
シ <u>暴力団</u> ・・・(以下省略)	サ <u>暴力団</u> ・・・(以下省略)
ス <u>市が本事業に係るアドバイザー業務を委託</u> している者・・・(以下省略)	シ <u>市が本事業に係るアドバイザー業務を委託</u> している者・・・(以下省略)

16 ページ

第 5 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

誤	正
1 受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 (3) <u>(2)</u> の規定により市が契約を解除した場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。	1 受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 (3) <u>(1)、(2)</u> の規定により市が契約を解除した場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。